

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

コーポレート・ガバナンス構築の目的は、経営理念を将来に亘って継続的に日々の業務執行に反映させていくための経営の規律性の確保と相互牽制体制の構築にあります。

このため、コーポレート・ガバナンスを適切に構築・運営していくことを経営の重要課題の一つとして位置づけ、引き続き、より透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を実践してまいります。

経営陣による業務執行においては、法令・規則を遵守し、経営陣は常に業務上発生する各種リスクを把握、その影響を評価することにより、最大限の透明性の確保、厳格な内部管理態勢の維持、リスク・リターンバランスの管理を図る体制の強化に努めております。当行では、経営監督と業務執行の分離による効率性と透明性の追求の観点から、従来より、複数の社外取締役を含めて構成される取締役会が、銀行経営の基本方針や経営戦略を決定し、業務執行状況を監督する一方、代表取締役を含む業務執行役員は、取締役会からの権限委譲を受けて、業務運営をしております。

日常業務執行の最高意思決定機関であるマネジメントコミッティーは、業務執行役員の中から取締役会により選定されたメンバーを構成員として意思決定の迅速化を図ると同時に、すべての業務執行役員で構成される執行役員会を開催して情報共有に努めているほか、下部組織として各種委員会を設置して業務執行の効率化を図っております。

監査役及び監査役会は、取締役の職務執行の全般について、主に適法性の観点から監視・検証を行っております。取締役会レベルの指名報酬委員会、監査コンプライアンス委員会は、社外取締役が過半数を占め、取締役会の委任を受けて代表取締役及び業務執行役員に対する監督機能の補完並びに牽制機能を果たしております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当行では、コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みを継続的に実施しており、2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードの各原則（プライム市場向けの内容を含む）をすべて充足していると判断しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4】（政策保有株式）

当行は、政策保有株式については、戦略的な資本・業務提携を実施する場合または 総合取引において経済合理性が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

政策保有株式を保有する場合には、マネジメントコミッティーの下部組織である投資委員会において、保有目的、取引状況、リスクベースの収益性、取引展開等を踏まえて総合判断により可否を決定するほか、全ての保有先との取引状況、リスクベースの収益性等を定期的にモニタリングし、保有を継続する意義が乏しいと判断される銘柄については市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却いたします。また、保有先との取引状況、リスクベースの収益性に係るモニタリング結果ならびに取引方針については、取締役会に定期的に報告され、取締役会で検証しております。リスクベースの収益性については、RORA（注）をもとに個別に検証しております。2021年3月期につきましては、売却・新規取得を各1件執行しましたが銘柄数の増減はなく、2021年3月末における政策保有株式は12銘柄（自己資本対比1%程度）となっております。

保有株式に係る議決権の行使にあたっては、議案ごとに、取引先の中長期的な企業価値の向上・持続的成長に資するか、当行の中長期的な経済的利益に資するか等の観点から総合的に判断を行っております。

（注）RORA(Return on Risk-weighted Assets)

保有するリスクに対して収益をどれだけ上げているかを示す指標であり、当行では「年間収益÷リスクアセット額」で算出します。

#### 【原則1-7】（関連当事者間の取引）

当行子会社や主要株主等との取引（関連当事者取引）および取締役の利益相反取引につきましては、法令諸規則の定めに従い、各取締役および業務所管部署に該当取引の有無を確認し、その結果を取締役に定期的に報告の上、重要な事実を適切に開示しております。また、取締役の利益相反取引につきましては、「取締役会規程」に基づき、原則として事前承認手続きを取ることとしております。

#### 【補充原則2-4】（女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等多様性の確保）

##### <多様性の確保についての考え方>

当行は、従来から性別や国籍に関係なく、能力や実績を重視する人物本位の人材登用を実施しております。この歴史的な産業構造の転換期にあって、持続的な成長と企業価値の向上を実現させるためには、多様な視点や価値観を尊重することが重要と考え、経験・技能・キャリアが異なる人材を積極的に採用しつつ、これらの人材が活躍できる職場環境を整備します。

特に経営の中核を担う管理職層においても、多様性の確保が重要との認識のもと、女性・外国人・中途採用者の管理職比率に目標を設定します。当行の特色である中途採用者の高い管理職比率を維持しつつ、女性管理職比率については、調査役（係長級）の目標も設定して中核人材プールを拡充し、将来的には管理職比率20%の達成を目指してまいります。

##### <多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標、その状況>

| 項目           | 現状    | 目標    | 達成時期     |
|--------------|-------|-------|----------|
| 女性管理職比率      | 11.8% | 13%以上 | 2023年3月末 |
| 女性調査役（係長級）比率 | 33.5% | 35%以上 | 2023年3月末 |
| 外国人管理職比率     | 2.9%  | 3%以上  | 2023年3月末 |
| 中途採用者管理職比率   | 42.5% | 40%以上 | 継続維持     |

- \*管理職は労基法上の管理監督者に該当し、部長相当クラス、課長相当クラスの合計。
- \*調査役は管理職の一つ手前の職階。
- \*外国人管理職比率はGMOあおぞらネット銀行を除く国内・海外グループ会社を含めた数値にて算出。
- \*現状は2021年3月末時点の実績。

< 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況 >

方針 多様性を重視した採用と実力本位の評価の継続

取組内容

- ・新卒・中途を両輪とする採用活動の継続
- ・女性向け採用セミナー等のイベント開催

方針 女性従業員のキャリア形成支援

取組内容

- ・キャリア研修等を通じた未経験業務へのチャレンジの促進
- ・社内短期トレーニー等の育成プログラムの拡充

方針 多様な従業員の更なる活躍に向けた環境整備

取組内容

- ・柔軟な働き方の推進と休暇取得促進等によるワークライフバランスの向上
- ・国内外の社員との個別面談を通じた環境整備の継続

< 2020年度の状況 >

- ・新卒:65名(男性46名、女性19名)、中途:46名(男性32名、女性14名)
- ・新卒女性向け採用セミナー:1回、参加者45名
- ・地域総合職キャリア研修:2回、延50名(全員女性)
- ・社内短期トレーニー等の育成プログラム:延52名(うち女性36名)
- ・在宅勤務月間平均利用者数:1,257名(65%)、有給休暇年間平均取得数:13.3日
- ・人事部による個別面談実績:国内167名、海外17名

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当行は、企業年金のアセットオーナーとしての機能を高めるため、年金基金事務局に資産運用等に関する専門性を有する人材を配置するとともに、人事・経理・リスク管理・市場取引等の業務に精通した者を構成員とする「資産運用委員会」を設置しております。資産運用委員会では、外部運用コンサルタントも活用し、ポートフォリオの資産配分決定、運用受託機関の選定、運用状況のモニタリングの実施等を行っております。なお、企業年金における運用受託機関については、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している機関を選定しており、スチュワードシップ活動も含めて四半期毎に運用報告会を実施する等、適切にモニタリングを行っております。

【原則3-1(i)】(経営理念、経営戦略、経営計画)

当行は2020年5月14日に、中期経営計画「AOZORA2022」を公表いたしました。その内容は当行ウェブサイト(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/8304/tdnet/1830135/00.pdf>)に掲載しておりますが、その骨子は以下の通りです。

当行グループは、金融のプロフェッショナルとして、「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことをミッションとし、社会・お客さま・株主・従業員のすべてのステークホルダーに貢献することで、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を目指します。

## 1. 「AOZORAパートナーバンク宣言」

AOZORAは、2022年度までの3年間で、各業務分野でのイノベーションを実行し、高い専門性、優れた機動力と柔軟性を武器に、豊富なアイデアから生み出される商品や相対での高品質なサービスを、個人のお客さまや、事業法人・金融法人のお取引先に提供する、他にはない、日本の“新たなパートナーバンク”に成長する。AOZORA2022は、そのための実行プランです。

## 2. 新経営理念について

### ■ あおぞらミッション(存在意義)

新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する

### ■ あおぞらビジョン(目指す姿)

時代の変化に機動的に対応し、常に信頼され親しまれるスペシャリティー高い金融グループであり続ける

### ■ あおぞらアクション(行動指針)

1. ユニークで専門性の高い金融サービスを提供する
2. 迅速に行動し、粘り強く丁寧に対応する
3. チームワークを重視し、みんなで楽しく仕事する
4. 仲間の多様な生き方、考え方、働き方を尊重し、仲間の成長を支援する
5. 過去を理解し未来志向で今日の課題に取り組む
6. 創意工夫で新規領域にチャレンジする
7. 社会のサステナブルな発展に積極的に貢献する

当行グループの存在意義は、金融のプロフェッショナルとして、新たな金融の付加価値を創造することで社会の発展に貢献することであり、そのためには、お客さまをよく理解し、他社にない新しい商品やサービスの研究と開発を行うことがもっとも重要であると考えます。

メガバンクでも地位金融機関でもない当行グループは、機動的で専門的であると同時に、お客さまに信頼され親しまれることが大切です。グループの将来に向けて、従来の銀行の枠組みを超えた金融グループとしての可能性に挑戦してまいります。

## 3. 中期経営計画「AOZORA2022」の全体像

ビジネスモデル「6つの柱」が3年後に目指す姿

### ■ リテール業務

- ・個人のお客さまに、専門的なコンサルティングと総合金融サービスを提供

### ■ 事業法人業務

- ・M&Aやバイアウトファイナンスなどの事業再構築ビジネスの主要プレイヤーとしての地位確立
- 金融法人業務
  - ・地域金融機関の経営課題解決により、地域経済活性化に貢献
- スペシャルティファイナンス業務
  - ・不動産・事業再生に関する高い専門性を発揮したスペシャルティファイナンスの拡大
- 国際業務
  - ・グローバルでシームレスなモニタリング態勢の確立により、ポートフォリオを機動的にコントロールする能力を向上
- マーケット業務
  - ・リスクヘッジ関連のセールス・商品開発能力の向上と市況変動に強いポートフォリオの構築

あらたな成長イニシアチブ「ビジネスのコ・ワーク」と「デジタル化」

- 事業法人のお取引先への積極的な支援
  - ・グループ機能を活用、業務改善や事業再構築支援
  - ・お取引先のニーズを踏まえたきめ細かい支援
- 個人のお客さまに対するコンサルティングサービス強化
  - ・「ファイナンシャル・アドバイザー・オフィス」新設
  - ・当行ネットワークを活用した事業承継ニーズ等対応
- 金融機関のお取引先に対するトータルソリューションの提供
  - ・「金融法人ソリューショングループ」の新設
  - ・資産・負債・資本・顧客取引等の総合コンサルティング
- GMOあおぞらネット銀行との連携によるフィンテック関連事業の支援
  - ・「フィンテック営業室」を新設
  - ・フィンテック関連新規事業やスタートアップ企業群を支援
  - ・「API No.1 Bank」としてのITソリューション能力活用

健全なリスクテイクを支えるリスクコントロール

リスクアベタイトの明確化と機動的なモニタリングによるリスクコントロールによって、慎重なリスク管理運営を行います。  
資金調達手段の多様化の他、コンプライアンス態勢の高度化やサイバーセキュリティ対応についても積極的に取り組んでまいります。

新人事制度の導入

チームワークでチャレンジを続ける金融グループであるための新人事制度を導入することにより、キャリアコースや世代間の壁を無くし、一体感をもって成長・活躍できる制度を実現いたします。キャリアコースの統合、若手従業員の成長機会を広げるためのチャレンジプログラムの拡充、専門人材の登用、シニア層の活用などの施策を推進してまいります。

SDGs/ESGへの取り組み

新経営理念のあおぞらアクション(行動指針)に定めた「社会のサステナブルな発展に積極的に貢献する」を実現するために、中期経営計画におけるSDGs/ESGの取り組みとして「環境保護」、「イノベーション促進」、「人生の充実」を重点課題と位置付けております。

当行グループのSDGs/ESGへの取り組み状況について情報開示をさらに充実させ、取引先や投資家の皆さまのご理解を深めてまいります。

#### 4. 2021年度のビジネス重点施策

当行グループは、歴史的産業構造の転換期にあって、お客さまの事業を深く理解し金融面で支援するパートナーとして、新たに生まれるビジネスを育成するとともに、変わろうとする従来型事業の再構築や事業再生をご支援するために、積極的にリスクテイクすることで社会に貢献する、あおぞら型の投資銀行ビジネスを推進してまいります。

当行グループの基盤ビジネスである「6つの柱」における基本方針は以下のとおりです。

##### < リテール業務 >

お客さまのニーズの急速な変化に対応し、ニューノーマル時代におけるお客さま本位の業務運営を実践してまいります。「有人店舗」では財産承継、事業承継等の専門性の高い総合コンサルティング業務を展開するとともに、スマートフォンアプリを軸とした新マネーサービス「BANK」と「有人店舗」の融合を進め、「BANK」アプリを通じた金融サービスの提供により、すべてのお客さまが時間や場所にとらわれずにお取引ができ、希望する店舗でコンサルティングが受けられる営業体制を実現してまいります。

##### < 事業法人業務 >

産業構造の変化により拡大が見込まれる事業承継や事業再編、M&A等に対し積極的にリスクテイク・関与し、専門性・付加価値の高いLBOファイナンスやM&Aアドバイザー等のソリューションを提供することで、事業再構築ビジネスの主要プレイヤーとしての位置づけの確立を目指すとともに、様々なリスクヘッジニーズに応えるビジネスに機動的に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお取引先に対しては、きめ細かくニーズに対応していくとともに、プライベートエクイティファンドの組成等により、将来の事業再編や企業の成長を支援してまいります。

##### < 金融法人業務 >

2020年11月に設置した「地域金融パートナーバンク・タスクフォース」の活動を通じて、地域金融機関のお客さまの経営課題解決のために、これまで蓄積してきた金融ソリューションとサービスを総合的に提供するとともに、地域金融機関を通じた地域経済活性化にも積極的に貢献してまいります。

##### < スペシャルティファイナンス業務 >

不動産・事業再生に関する高い専門性を発揮し、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響や、今後予想される産業構造や生活様式の変化に留意しつつ、グローバルに分散した投融資に取り組んでまいります。

##### < 国際業務 >

2020年9月に米国ニューヨークにおいて現地法人「Aozora North America, Inc.」が開業いたしました。これにより、北米、アジア、欧州の各現地拠点と東京が連携したグローバルでシームレスなモニタリング態勢が強化されました。各エリアの現地情報をリアルタイムで収集することによって、新型コロナウイルス感染症拡大や政治・外交面でのイベントリスクへの対応をしつつ、グローバルに分散されたポートフォリオの機動的なコントロールに努めてまいります。

##### < マーケット業務 >

ALM・クレジット投資一体となったポートフォリオ運営とトレーディング業務による安定的な収益確保に努めるとともに、各ビジネス部門のリスクヘッジ関連ビジネスを支えるセールス・商品開発能力の向上に努めてまいります。

< GMOあおぞらネット銀行（インターネット銀行事業） >

高い技術力を自社で有しシステム開発内製化を行うことにより、自由度の高いサービス企画や、低価格で質の高いサービス提供を実現します。24時間365日のインターネット取引、高い操作性、銀行APIの充実、ビジネス成長を支えるサポートサービスなど、法人のお客さま主体のサービスラインナップにより決済を中心とした安定した手数料主体のビジネスモデルを確立します。

【原則3-1(ii)】（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針）

本報告書「 1. 基本的な考え方」をご参照ください。また、下記の「【原則5-1】、（株主との建設的な対話に関する基本方針）」もご参照ください。

【原則3-1(iii)】（経営陣幹部・取締役の報酬の決定に当たっての方針と手続き）

本報告書「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」をご参照ください。

【原則3-1(iv)】（経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続）

本報告書「 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 < 取締役・監査役候補の指名とCEOを含む経営陣幹部（常務執行役員以上の業務執行役員）の選解任を行うに当たっての基本方針 > < 取締役候補の指名とCEOを含む経営陣幹部の選解任を行うに当たっての手続 > < 監査役候補の指名を行うに当たっての手続 >」をご参照ください。

【原則3-1(v)】（経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明）

以下の当行ウェブサイトから、株主総会招集通知の取締役・監査役選任議案をご参照ください。

<https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/stock/meeting/pdf/2021stockmtg.pdf>

【補充原則3-1】（サステナビリティについての取組み、TCFDの枠組みに基づく開示）

本報告書「 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 環境保全活動、CSR活動等の実施」をご参照ください。

【補充原則4-1】（経営陣に対する委任の範囲と概要の開示）

本報告書「 1. 2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」をご参照ください。

【原則4-9】（独立社外取締役の独立性判断基準）

本報告書「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」をご参照ください。

【補充原則4-10】（指名報酬委員会の独立性に関する考え方・権限・役割）

本報告書「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性・補足説明」をご参照ください。

【補充原則4-11】（取締役の選任に関する方針・手続）

本報告書「 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 < 取締役・監査役候補の指名とCEOを含む経営陣幹部（常務執行役員以上の業務執行役員）の選解任を行うに当たっての基本方針 > < 取締役候補の指名とCEOを含む経営陣幹部の選解任を行うに当たっての手続 >」をご参照ください。

【補充原則4-11-】（取締役の兼任状況）

本報告書「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】会社との関係(2)」をご参照ください。

【補充原則4-11-】（取締役会の実効性分析・評価）

当行は、取締役会全体の実効性について、事業年度毎に分析・評価を行い、新たな問題提起や継続課題に対し、改善・解決策を検討・実施するという、継続的なプロセス（PDCAサイクル）を通じて、取締役会の更なる実効性向上に取組んでおります。取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、引き続き、各取締役・各監査役の知識・経験・能力を十分活用した取締役会の運営および監督機能等に対する評価ならびに意見に基づき、取締役会全体の実効性等につき自己評価を実施し、取締役会において十分議論の上、結果を共有しております。

当行の取締役会は、社外取締役がその半数を占める構成となっており、客観性と透明性を確保できる体制となっております。

監査役会設置会社の形態を維持しつつ、社外取締役が過半数を占め、かつ、社外取締役を委員長とする「指名報酬委員会」、および社外取締役のみで構成される「監査コンプライアンス委員会」を設置し、各委員会は、代表取締役を含む業務執行役員に対する監督機能を補完・牽制機能を果たしております。

加えて、2020年度には、社外取締役のみの会合を3回開催し、「独立社外取締役の視点」に基づいて、執行部体制についての議論や経営上の重要課題、取締役会運営等の議論・意見交換を実施しました。取締役会では、新たに策定した中期経営計画の進捗状況を確認するとともに、コロナ禍における業務運営状況の報告を受け、取締役会での議論を経営に適切に反映させるとともに、2021年度業務運営計画策定に向けて、複数回にわたり十分な審議を行いました。

2020年度の取締役会では、上記の体制の下、引き続き、経営戦略等の重要課題に対する建設的な議論・意見交換や、経営陣執行部に対する実効性の高い監督およびモニタリングを通じて、取締役会の役割・責務が適切に果たされ、全体として、取締役会の適切性・実効性が十分確保されていたと評価しております。

今後につきましても、取締役会として、その傘下各委員会や社外取締役のみの会合等も十分活用しながら、取締役会の役割・責務の更なる適切性・実効性向上を目指してまいります。

【補充原則4-14】（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）

本報告書「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】」をご参照ください。

【原則5-1】（株主との建設的な対話に関する方針）

< 株主との建設的な対話を促進するための方針 >

・当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の他、様々な機会を捉えて、株主との間で建設的な対話を行ってまいります。

・当行は、そうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その意見・懸念に適切な関心を払うとともに、当行の経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明し、理解をいただくよう努めます。株主や他のステークホルダーのそれぞれの見方や立場を尊重し、適切な対応に努めてまいります。

・具体的には、以下の方策により、株主との建設的な対話を促進しております。

- チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (CEO) は、株主との対話全般について統括し、株主との建設的な対話を実現するように努めております。
- チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) は、IR活動を所管します。IR担当部署であるコーポレートコミュニケーション部は、経理部及び財務部と適切に協働し、また経営企画・法務部門等の関連部署と連携の上、円滑なIR活動ならびに経営陣による株主との対話をサポートしております。
- 株主・機関投資家との個別面談を実施するほか、投資家・アナリスト向けに当行主催の説明会やコンファレンスコールを開催しております。また、証券会社等が主催する個人投資家・機関投資家向け説明会等にも積極的に参加し、株主・投資家との対話の手段の充実に取り組んでおります。
- 投資家説明会等に関する情報を当行ウェブサイトに掲載し、情報の開示を行っております。さらに株主向けのアンケートの実施により、株主の意見・懸念を把握することに努めております。
- CEOやCFO等より、株主との対話の内容を取締役会及びマネジメントコミッティーに報告し、対話において把握した株主の意見・懸念を受け、適切な対応策を検討、あるいは業務運営に生かしております。
- 対話に際してのインサイダー情報の管理については、インサイダー取引未然防止にかかる社内規程に基づくほか、開示情報に関して外部弁護士の検証を受ける等により慎重に対応しております。

## 2. 資本構成

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| 外国人株式保有比率 <span>更新</span> | 10%以上20%未満 |
|---------------------------|------------|

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称                                        | 所有株式数(株)   | 割合(%) |
|-----------------------------------------------|------------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                       | 10,610,400 | 9.09  |
| 野村信託銀行株式会社(信託口2052255)                        | 5,000,000  | 4.28  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                            | 4,851,900  | 4.15  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口9)                           | 2,357,100  | 2.01  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口5)                           | 1,801,900  | 1.54  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口6)                           | 1,597,200  | 1.36  |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781                   | 1,513,474  | 1.29  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口1)                           | 1,439,900  | 1.23  |
| 野村託銀行株式会社(投信口)                                | 1,289,900  | 1.10  |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 1,216,661  | 1.04  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

### 補足説明 更新

上記大株主の状況は、上場株式である発行済株式(自己株式を除く)について2021年3月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。

ブラックロック・ジャパン株式会社から2020年12月4日付で提出された変更報告書によれば、同社は、2020年11月30日現在でその共同保有者であるブラックロック・ファンド・マネージャーズ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、及びブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッドと各々以下のとおり株式を保有しておりますが、当行として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書における株券等保有割合は、発行済株式総数(自己株式を含む。)に対する株券等保有割合であり、少数点第3位以下を四捨五入して算出されております。

- < 氏名又は名称 > ブラックロック・ジャパン株式会社
- < 住所 > 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
- < 保有株券等の数 > 1,437,700株
- < 株券等保有割合 > 1.22%
- < 氏名又は名称 > ブラックロック・ファンド・マネージャーズ・リミテッド
- < 住所 > 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12
- < 株券等保有割合 > 266,425株
- < 株券等保有割合 > 0.23%
- < 氏名又は名称 > ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
- < 住所 > アイルランド共和国 ダブリン ポールスブリッジ ポールスブリッジパーク2 1階
- < 保有株券等の数 > 189,409株
- < 株券等保有割合 > 0.16%
- < 氏名又は名称 > ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
- < 住所 > 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400
- < 保有株券等の数 > 1,120,800株
- < 株券等保有割合 > 0.95%

< 氏名又は名称 > ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、  
< 住所 > 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400  
< 保有株券等の数 > 987,678株  
< 株券等保有割合 > 0.83%

< 氏名又は名称 > ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド  
< 住所 > 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12  
< 保有株券等の数 > 243,590株  
< 株券等保有割合 > 0.21%

野村證券株式会社から2020年12月22日付で提出された変更報告書によれば、同社は2020年12月15日現在でその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社と各々以下のとおり株式を保有しておりますが、当行として2021年3月31日時点における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、変更報告書における株券等保有割合は、発行済株式総数(自己株式を含む。)に対する株券等保有割合であり、小数点第3位以下を四捨五入して算出されております。

< 氏名又は名称 > 野村證券株式会社  
< 住所 > 東京都中央区日本橋一丁目13番1号  
< 保有株券等の数 > 289,781株  
< 株券等保有割合 > 0.24%

< 氏名又は名称 > ノムラ インターナショナル ピーエルシー  
< 住所 > 1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom  
< 保有株券等の数 > 403,448株  
< 株券等保有割合 > 0.34%

< 氏名又は名称 > 野村アセットマネジメント株式会社  
< 住所 > 東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
< 保有株券等の数 > 7,035,300株  
< 株券等保有割合 > 5.95%

三井住友トラスト・アセット・マネジメント株式会社から2021年2月19日付で提出された変更報告書によれば、同社は2021年2月15日現在でその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社と各々以下のとおり株式を保有しておりますが、当行として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、変更報告書における株券等保有割合は、発行済株式総数(自己株式を含む。)に対する株券等保有割合であり、小数点第3位以下を四捨五入して算出されております。

< 氏名又は名称 > 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
< 住所 > 東京都港区芝公園一丁目1番1号  
< 保有株券等の数 > 3,908,800株  
< 株券等保有割合 > 3.30%

< 氏名又は名称 > 日興アセットマネジメント株式会社  
< 住所 > 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
< 保有株券等の数 > 2,255,600株  
< 株券等保有割合 > 1.91%

報告義務発生日が2021年4月1日以降である大量保有報告書等は記載しておりません。

### 3. 企業属性

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部     |
| 決算期                 | 3 月        |
| 業種                  | 銀行業        |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上    |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 1兆円以上      |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数              | 12 名   |
| 定款上の取締役の任期              | 1 年    |
| 取締役会の議長 <span>更新</span> | 社長     |
| 取締役の人数                  | 8 名    |
| 社外取締役の選任状況              | 選任している |
| 社外取締役の人数                | 4 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数  | 4 名    |

|           |
|-----------|
| 会社との関係(1) |
|-----------|

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 竹田 駿輔 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 水田 廣行 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |
| 村上 一平 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 伊藤 友則 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

|                           |
|---------------------------|
| 会社との関係(2) <span>更新</span> |
|---------------------------|

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

|       |   |                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 竹田 駿輔 | ○ | <p>【兼職の状況】<br/>オリックス株式会社 顧問</p> <p>【当行と取引のある会社との関係】＊<br/>なし</p> <p>＊「東京証券取引所会社情報適時開示ガイドブック第3編第1章独立役員の確保に係る実務上の留意事項」．4．属性情報の記載」を参考に業務執行者を退任して10年を越える会社については記載しておりません。</p>                                                     | <p>オリックス株式会社取締役兼執行役員副会長・グループCFOおよび株式会社大京取締役兼代表執行役会長を務められ、企業経営者として豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にベンチャーキャピタルならびにM&amp;A業務の知見を有しており、2007年6月から社外取締役として、当行委経営を適切に監督いただいています。当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏の社外取締役としての役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスをさせていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任しています。また、有価証券上場規程施行規則等に規定する事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。</p>    |
| 水田 廣行 | ○ | <p>【兼職の状況】<br/>株式会社TOKYO TOWER 代表取締役会長</p> <p>【当行と取引のある会社との関係】＊<br/>当行による資金の貸付などの取引関係にある株式会社TOKYO TOWER 代表取締役会長</p> <p>＊「東京証券取引所会社情報適時開示ガイドブック第3編第1章独立役員の確保に係る実務上の留意事項」．4．属性情報の記載」を参考に業務執行者を退任して10年を越える会社については記載しておりません。</p> | <p>株式会社りそなホールディングス取締役兼代表執行役員社長および株式会社TOKYO TOWER代表取締役会長を務められ、銀行ならびに企業経営者として豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にリテールビジネスならびに企業金融業務の知見を有しており、2013年6月から社外取締役として当行経営を適切に監督いただいています。当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏の社外取締役としての役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスをさせていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任しています。また、有価証券上場規程施行規則等に規定する事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。</p> |
| 村上 一平 | ○ | <p>【兼職の状況】<br/>株式会社日清製粉グループ本社<br/>特別顧問<br/>学校法人関西学院 理事長</p> <p>【当行と取引のある会社との関係】＊<br/>なし</p> <p>＊「東京証券取引所会社情報適時開示ガイドブック第3編第1章独立役員の確保に係る実務上の留意事項」．4．属性情報の記載」を参考に業務執行者を退任して10年を越える会社については記載しておりません。</p>                         | <p>株式会社日清製粉グループ本社代表取締役社長および学校法人関西学院理事長を務められ、企業ならびに学校法人経営者としての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特に企業財務ならびに会計分野に関する知見を有しており、2014年6月から社外取締役として、当行経営を適切に監督いただいています。当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏の社外取締役としての役割として、中長期的な企業価値向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスをさせていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任しています。また、有価証券上場規程施行規則等に規定する事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。</p>                  |
| 伊藤 友則 | ○ | <p>【兼職の状況】<br/>一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻<br/>特任教授</p> <p>電源開発株式会社 社外取締役</p> <p>【当行と取引のある会社との関係】＊<br/>なし</p> <p>＊「東京証券取引所会社情報適時開示ガイドブック第3編第1章独立役員の確保に係る実務上の留意事項」．4．属性情報の記載」を参考に業務執行者を退任して10年を越える会社については記載しておりません。</p>                | <p>内外の金融機関での経験を経て、一橋ビジネススクール国際企業戦略特任教授を務められ、グローバル金融ビジネスならびに研究者としての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にM&amp;A業務を含む投資銀行業務の知見を有しており、2014年6月から社外取締役として、当行経営を適切に監督いただいています。当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏の社外取締役としての役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスをさせていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任しています。また、有価証券上場規程施行規則等に規定する事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。</p>         |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | あり |
|--------------------------------|----|

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

|                      | 委員会の名称  | 全委員(名) | 常勤委員<br>(名) | 社内取締役<br>(名) | 社外取締役<br>(名) | 社外有識者<br>(名) | その他(名) | 委員長(議<br>長) |
|----------------------|---------|--------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|-------------|
| 指名委員会に相当<br>する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 3      | 0           | 1            | 2            | 0            | 0      | 社外取<br>締役   |
| 報酬委員会に相当<br>する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 3      | 0           | 1            | 2            | 0            | 0      | 社外取<br>締役   |

#### 補足説明 更新

指名報酬委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。  
2020年度は指名報酬委員会を7回開催しております。  
指名報酬委員会の構成員のうち、過半数を独立社外取締役としており、また委員長は独立社外取締役が務めており、指名報酬委員会の独立性を確保しております。  
指名報酬委員会は、取締役会より委譲された権限を有し、取締役候補者・監査役候補者・重要な使用人候補者の選任等についての取締役会への意見具申や、取締役及び業務執行役員の報酬の決定ならびに監査役の報酬に係る各監査役への意見具申等を行うことにより、取締役会の取締役及び業務執行役員に対する監督機能を補完する役割を担っております。  
指名報酬委員会記に加え、監査コンプライアンス委員会も任意に設置しております。  
詳細は、本報告書「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」をご参照ください。

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 5名     |
| 監査役の数      | 3名     |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は会計監査人と定期的(2020年度は13回)なコミュニケーションの機会を持つなど、緊密な連携を保ち、会計監査ならびに財務報告に係る内部統制に関する情報・意見交換等を行っております。  
また、監査役会は監査部から定期的(2020年度は6回)に内部監査方針、監査結果等の報告を受け、効率的かつ実効性ある監査のための連携を図っております。なお、常勤監査役は監査部長との週次面談に加え、随時(最低月1回以上)、監査部から監査結果報告等を受け、必要な情報・意見交換を行っております。  
一方、常勤監査役(監査役室)、監査部、ならびに会計監査人との間で、三様監査定例ディスカッションを原則四半期ごとに開催し、リスク認識や監査計画・監査結果の共有等に努めております。  
なお会計監査人に関しては、当行監査役会は、会計監査人の選解任等に関する基本方針ならびに評価基準を定め、会計監査人の選定について、当該評価基準等を踏まえ総合的に判断を行うこととしております。評価基準については、監査法人の概況、監査実績、品質管理体制、当行に対する監査実施体制、執行サイドの評価、欠格事由の有無等その他重要事項といった評価項目において検証することとしています。  
選解任のうち選任(再任)にあたっては、上記評価の上で、特に金融機関が行う業務に対する知見、銀行監査における経験、当行及び当行グループへの適切な監査サービス提供体制、経営陣とのディスカッションや執行への情報・アドバイス提供力、監査役会や内部監査部門との的確な連携を重視して判断する基本方針としています。一方で、法定の解任事由に該当する場合、その他職務の適切な執行が困難とされる場合に解任又は不再任とすることを基本方針としています。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の数                | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|    |    | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |

|       |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 萩原 清人 | 他の会社の出身者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 井上 寅喜 | 公認会計士    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                                                      | 選任の理由                                                                                                                                                                           |
|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 萩原 清人 | ○    | 【兼職の状況】<br>公益社団法人日本証券アナリスト協会<br>顧問                                                                                | 金融ならびに銀行業務に関する豊富な経験、見識を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあり、社外監査役として当行経営に資することが大きいことから選任しています。<br>また、有価証券上場規程施行規則等に規定する事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。         |
| 井上 寅喜 | ○    | 【兼職の状況】<br>井上寅喜公認会計士事務所 所長<br>株式会社アカウンティングアドバイザー<br>代表取締役社長<br>GLP投資法人 監督役員<br>株式会社Kyulux 常任監査役<br>株式会社エトヴォス社外監査役 | 公認会計士であり、会計の専門家としての豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあり、社外監査役として当行委経営に資することが大きいことから選任しています。<br>また、有価証券上場規程施行規則等に規定する事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。 |

## 【独立役員関係】

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 6 名 |
|---------|-----|

## その他独立役員に関する事項

社外取締役および社外監査役の独立性判断基準につきましては、東京証券取引所が定める基準に準じております。  
また、独立役員の資格を充たす社外役員はすべて独立役員に指定しております。

社外取締役の人数 4名  
社外監査役の人数 2名

## 【インセンティブ関係】

|                                                                                  |                            |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する<br>施策の実施状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span> | 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入 |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|

## 該当項目に関する補足説明 更新

本報告書「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」をご参照ください。

## ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

## 該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲をより高めるため、常勤取締役および業務執行役員に対し、従来の報酬等の額とは別に、ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てております。

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

更新

< 取締役・監査役の各々の総額および社外役員の総額 >  
2020年度における当行の役員報酬等の内容は以下のとおりであります。  
取締役に対する報酬等320百万円  
監査役に対する報酬等53百万円  
内、社外役員(取締役・監査役)に対する報酬等80百万円

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 取締役に対する報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針 >

・取締役等の報酬決定の基本方針

「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことをあおぞらミッションとしており、これを実現するためには、優秀かつ有為な人材が、健全な精神のもと、高い士気・意欲、そして誇りを持って働き続けることができる環境(報酬)が必要と考えております。

上記を実現するために、以下基本方針のもとに報酬制度を設計しております。

1. 当行の目指すべき方向と合致していること

当行の目指す目標・価値に即した成果に結びつくような報酬体系とします。

2. 当行の業績を適切に反映していること

“ Payfor performance ” を基本原則としつつ、持続的な成長、健全なリスクテイクおよび適切にリスクマネジメントの実現、法令遵守、顧客保護の視点も反映した報酬体系とします。

3. 株主をはじめとしたステークホルダーと利益が合致していること

株主をはじめとしたステークホルダーと価値基準を共有できる報酬体系とします。

4. 決定におけるガバナンスが確保できていること

報酬決定にあたっては、特定の影響力を排除した独立性・透明性を担保した決定方式とします。

・取締役に対する報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当行では、任意に設置した「指名報酬委員会」の答申を基に取締役会の承認を得た取締役の個人別報酬の決定に関する方針に基づき、個人別の報酬等は、報酬決定プロセスの透明性、独立性、客観性を確保する観点から、取締役会から委任を受けた社外取締役を中心に構成する「指名報酬委員会」において決定しています。

指名報酬委員会の構成員は次の通りです。

委員長: 竹田駿輔 社外取締役

委員 : 伊藤友則 社外監査役

委員 : 谷川 啓 代表取締役社長

取締役の報酬は、原則として、常勤取締役ににつきましては基本報酬(固定報酬)、賞与(業績連動報酬)、株式報酬型ストック・オプション(非金銭報酬)で構成され、社外取締役ににつきましては、基本報酬(固定報酬)のみとしております。

また、取締役の基本報酬及び業績等に基づく賞与を併せた年額の報酬総額枠を600百万円と2015年6月26日開催の第82期定時株主総会にて決議しております。なお、同決議に係る株主総会終結時点での取締役は8名(うち、社外取締役が4名)であります。

(1) 基本報酬(固定報酬)

基本報酬は、常勤、非常勤の別、役職および職責に応じた固定報酬とし、在任中に月次で支給することとしています。基本報酬の水準は外部専門機関を使いその調査データを活用して、適正な水準であることを確認し決定しています。

社長・副社長の基本報酬は、役位毎に設定する報酬額のレンジより、責任の重さや経験値等を勘案して決定しています。

(2) 賞与(業績連動報酬)

賞与(業績連動報酬)は、基本報酬の40%を賞与基準額とし、当該年度における業績に関する主要な以下の指標を勘案して、指名報酬委員会において、各常勤取締役毎に、賞与基準額の0%～250%の範囲でそれぞれ係数を決定し、実際の賞与支給額を決定し、各事業年度の終了後一定の時期に支給することとしています。具体的には、該当期間の全社の業績達成状況を案した上で、更に主として以下の指標を考慮し、個々の役員に対して適用される係数及び賞与支給額を指名報酬委員会が決定いたします。

なお、2018年度に実際に支給された賞与までは、常勤取締役は一体となって経営責任を負っているとの考え方に基づき、該当期間の業績に関

する主要な以下の指標を勘案の上、指名報酬委員会において決定する一律の係数を適用して常勤取締役の賞与支給額を決定しておりましたが、役職位により求められる責任と業績評価は異なるため、2019年度に支給された賞与からは、常勤取締役の役職位毎に係数を決定する方式に変更いたしました。

- ・実質業務純益、当期純利益の達成度
- ・主要業績評価指標(KPI)として、経費率(OHR)、ROE、ROAの達成状況
- ・自己資本比率の達成状況
- ・過大なリスクや重大なコンプライアンス違反の有無
- ・新規事業の取組等、中長期視野に立った施策・戦略の実施・着手の状況

上記の指標のうち、実質業務純益、当期純利益は、業績を表す指標として基本的な指標であることから、その達成度を賞与支給額を決定するにあたり定量的評価として考慮しており、主要業績評価指標(KPI)としての経費率(OHR)、ROE、ROA、自己資本比率は、当行の中期経営計画において目標とする主要な指標であることから、その達成状況を賞与支給額を決定するにあたり定量的評価として考慮しております。また、短期的な業績のみならず、中長期的な取り組みに対するインセンティブとするため、過大なリスクや重大なコンプライアンス違反の有無、新規事業の取組等、中長期視野に立った施策・戦略の実施・着手の状況といった指標も、賞与支給額を決定するにあたり重要な定性的指標として考慮しております。

最近事業年度(2020年度)に支給された業績連動報酬にかかる指標の目標及び実績は以下のとおりでした。

|          | 2019年度目標(連結) | 2019年度実績(連結) |
|----------|--------------|--------------|
| 実質業務純益   | 350億円        | 423億円        |
| 当期純利益    | 365億円        | 281億円        |
| 経費率(OHR) | 50%程度        | 55.8%        |
| ROE      | 9%程度         | 6.4%         |
| ROA      | 0.8%程度       | 0.5%         |
| 自己資本比率   | 10%程度        | 10.29%       |

### (3)株式報酬型ストック・オプション(非金銭報酬としての新株予約権)

株式報酬型ストック・オプション(非金銭報酬としての新株予約権)は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、指名報酬委員会において、現金報酬と株式報酬型ストック・オプションの割合等について議論し、適切に設定し、「株式報酬型ストック・オプション取扱内規」に基づき取締役会の決議により、基本報酬の25%に相当する割当数を決定しております。なお、取締役の基本報酬とは別枠にて、常勤取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額150百万円以内(年間7,500個以内)の範囲で割り当てることを、2014年6月26日開催の第81期定時株主総会において決議しております。2021年施行改正会社法に対応して、2021年6月24日開催の第88期定時株主総会にて再決議しております。

### <監査役に対する報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針>

監査役の個人別の報酬の額は、「指名報酬委員会」における審議、意見具申を踏まえ、監査役の協議をもって決定しております。

監査役の報酬は、基本報酬(固定報酬)のみとし以下の方針に基づき支給されております。また、監査役の基本報酬の限度額は、2006年6月23日開催の第73期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。なお、同決議に係る株主総会終結時点での監査役は3名であります。

### (1)基本報酬(固定報酬)

基本報酬は常勤、非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容や水準を考慮した固定報酬としています。基本報酬の水準は外部専門機関を使いその調査データを活用して、適正な水準であることを確認し決定しています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

### <社外取締役のサポート体制>

1. 当行の独立社外取締役は、取締役会に加え、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会、社外取締役により構成される監査コンプライアンス委員会にて、活発な議論・提言を行っております。また、相互の情報交換や経営陣との連絡、監査役・監査役会との連携も図っております。なお、経営陣との連絡・調整等の体制については、社外取締役の窓口としてコーポレートセクレタリー室を設置しております。

2. 取締役会および取締役会レベルの各委員会の事務局でありますコーポレートセクレタリー室は、業務所管各部と連携の上、取締役の職務遂行に必要な情報を提供する他、各会議に陪席してサポートする、あるいは必要に応じて関係部署との会議を設定する等のサポートを行っております。

3. 取締役会および取締役会レベルの各委員会議案ならびに報告資料については、事前に配布し、その内容に係る検討時間を確保するよう努めております。また、議事録は事務局にて作成の上、各社外取締役・各委員会委員に送付し確認を受け、各々の発言が適切に記録されるよう努めております。

4. 業務執行レベルの委員会(マネジメントコミッティー他)の議事録等を定期的に送付し、業務執行状況にかかる情報伝達、当行の事業・財務・組織等に関する必要な情報提供に努めております。

### <社外監査役のサポート体制>

1. 監査役の職務遂行を補助する専任組織として監査役室を設置しております。

2. 社外監査役に対しては、監査役会、取締役会等の開催についての連絡その他の報告、資料整備等のサポートを行っております。また、議事録は事務局にて作成の上、各社外監査役の確認を受けるなど、適切な情報の保存に努めております。

3. 業務執行レベルの委員会(マネジメントコミッティー他)の議事録等を定期的に送付し、業務執行状況にかかる情報伝達に努めております。

### <取締役・監査役のトレーニングの方針>

取締役・監査役のトレーニングにつきましては、外部講師を招いて随時研修を実施しているほか、新任の社外取締役・社外監査役に対しては、各業務部門の担当役員等による業務説明を複数回実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当行におけるコーポレート・ガバナンスにかかわる主な組織は以下の通りです。

### < 監督・監査 >

#### 1. 取締役会

業務運営に係る重要な基本方針を制定し、日々の業務の執行を委任した業務執行役員による業務の執行を監督しております。また、4名の社外取締役のみの会合を複数回開催し、「独立社外取締役の視点」に基づいて、執行部体制についての議論や経営上の重要課題、取締役会運営等の議論・意見交換を実施しております。

#### 2. 監査役会

取締役の職務の執行と業務執行役員による業務の執行の監査に係る方針及び監査計画を策定し、監査に関する重要な事項について報告を受け、必要事項について協議若しくは決議を行っております。

#### 3. 指名報酬委員会

社外取締役が過半数を占めており、取締役候補者・監査役候補者・重要な使用人候補者の選任等について取締役会への意見具申を行うと共に、取締役及び業務執行役員の報酬の決定ならびに監査役の報酬に係る各監査役への意見具申を行っております。

#### 4. 監査コンプライアンス委員会

社外取締役により構成されており、内部・外部監査、リスク管理、コンプライアンス、与信監査等内部統制システム構築に関する事項の適切性および実効性の検証を行っております。

### < 業務執行 >

#### 1. マネジメントコミッティー

業務執行役員の中から、取締役会により選任されたメンバー(代表取締役を含む)で構成されており、原則毎週開催され、取締役会の定めた方針に基づき日々の業務執行における重要事項等の決定を行っております。なお、マネジメントコミッティーの下部組織として、専門的な業務知識、経験、判断力を有するALM委員会、統合リスクコミッティー、クレジットコミッティー、投資委員会、CAPEX委員会および顧客保護委員会を設け、それぞれに権限委譲しております。

### < 取締役・監査役候補の指名とCEOを含む経営陣幹部(常務執行役員以上の業務執行役員)の選解任を行うに当たっての基本方針 >

当行のコーポレート・ガバナンスの基本方針を実現するため、取締役会は、取締役・監査役候補の指名とCEOを含む経営陣幹部の選解任を行うに当たって、その適正規模と多様性を考慮するとともに、以下を基本方針としております。

#### ・取締役候補者の指名に関する基本方針

1. 経営に関する優れた識見・知見を有していること
2. 経営判断能力を有し、先見性、洞察力に優れていること
3. 当行の取締役としての使命感があること
4. 株主をはじめとしたステークホルダーの信任を得られること
5. 社外取締役においては、マネジメントに対する監督ならびに適切なアドバイスができること

#### ・監査役候補者の指名に関する基本方針

1. 経営に関する優れた識見・知見を有していること
2. 金融に関する主要な法令・諸規則および財務・会計に関する知見を有していること
3. 独立性の観点から公正不偏の態度を保持できること
4. ステークホルダーの信任を得られること
5. 経営の健全性と透明性を確保することを目的として、株主、取締役会、マネジメントとの円滑な対話ができること

#### ・経営陣幹部の選解任に関する基本方針

##### (1) 選任に関する基本方針

1. 業務運営を適切に遂行する優れた見識、知見を有していること
2. 業務運営における適切な判断力を有し、先見性・洞察力に優れていること
3. 部下に対する統率力があり、経営戦略上重要なマネジメントを担うことが期待できること

##### (2) 解任に関する基本方針

1. 公序良俗に反する行為を行った場合
2. 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
3. 職務を懈怠すること等により、著しく企業価値を毀損させた場合

#### ・CEOの選解任に関する基本方針

##### (1) 選任に関する基本方針

経営陣幹部の選任に関する基本方針に加え、

1. 経営トップとして特にリーダーシップに優れていること
2. 経営における豊富な経験と実績を有していること
3. 当行企業価値の継続的な向上に最適であること

##### (2) 解任に関する基本方針

経営陣幹部の解任に関する基本方針に加え、

1. 経営トップとしてのリーダーシップを十分に発揮していないと認められる場合
2. 株主の負託に応えられずCEOにふさわしくないと判断された場合

なお、各取締役・監査役の専門性については、本報告書末尾をご参照ください。

### < 取締役候補の指名とCEOを含む経営陣幹部の選解任を行うに当たっての手続 >

社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会は、取締役候補の指名・CEOならびに経営陣幹部の選解任について審議し、取締役会に意見具申します。

取締役会は、指名報酬委員会の意見具申に基づき、取締役候補の指名・CEOならびに経営陣幹部の選任の是非を、その指名・選任の基本方針に基づき判断します。

また、取締役会は、CEOならびに経営陣幹部が解任の基本方針に記載ある事項に該当する場合、原則として指名報酬委員会の意見具申に基づき、対象者の解任の是非を判断します。

< 監査役候補の指名を行うに当たっての手続 >

社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会は、監査役(会)の意見も尊重し、監査役候補の指名について審議し、取締役会に意見具申します。

取締役会は、指名報酬委員会の意見具申に基づき、監査役会の同意を得たうえで、その指名の基本方針に基づき判断します。

< 責任限定契約 >

第88期有価証券報告書の第一部 第4 4 [コーポレート・ガバナンスの状況等] (1) - (二)に記載の通り、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間で、会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

< 役員等賠償責任保険契約 >

当行は、取締役および監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当行の経営理念や経営方針を実現していく上では、引き続き、監査役会設置会社の形態を維持しつつ、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会および社外取締役により構成される監査コンプライアンス委員会を任意に設置して監督機能を強化する現行の体制が有効であると考えております。なお、今後につきましては、経営方針への適合性の観点から、ガバナンスに関する体制・機能を検証の上、必要に応じて見直しを行ってまいります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                | 2020年度は法定期日の3営業日前に招集通知を発送しました。また、招集通知の発送に先立ち、2015年度より東証ならびに当行ウェブサイトへ事前掲示を行っております。                                                                                                                                               |
| 集中日を回避した株主総会の設定                              | 原則、集中日を回避して株主総会を開催しています。                                                                                                                                                                                                        |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | 1. インターネットによる議決権の行使<br>2018年度よりスマートフォンご利用の方々の便宜に供するため「スマート行使」を導入いたしました。<br>2. 携帯電話による議決権の行使                                                                                                                                     |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを2008年6月開催の第75期定時株主総会より利用しております。                                                                                                                                                                |
| 招集通知(要約)の英文での提供                              | 招集通知の英訳版(全訳)を作成し、和文の招集通知と同時に、東京証券取引所へ提出、株式会社ICJの議決権行使プラットフォームへ登録、当行ウェブサイトに掲載しております。                                                                                                                                             |
| その他                                          | 株主総会において、大型スクリーンを活用し、事業報告等について、わかりやすいビジュアルな説明を実施しております。<br>2021年開催の株主総会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先とし、事前の議決権行使を株主さまに要請するとともに、来場された株主さまの感染防止を図るため様々な施策を実施しました。<br>また、遠隔地の株主さまや、ご来場されない株主さまも参加可能な株主総会ライブ配信(バーチャル株主総会「参加型」)を実施しました。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                                                                                                                                         | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 情報開示の姿勢、情報開示の方法ならびに情報開示の体制整備について定めたディスクロージャーポリシーを策定し、当行ホームページに掲載しております。                                                                                      |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家向けに説明会を開催し、当行の概要や業績等の説明を実施しております。                                                                                                                       | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 国内アナリスト・機関投資家向けに四半期決算毎にネットカンファレンス、半期毎に決算説明会を実施しております。<br>また、国内アナリスト・機関投資家と個別面談を積極的に実施し、コミュニケーション強化に努めております。                                                  | あり            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 海外アナリスト・機関投資家向けに半期決算毎に業績に関するプレゼンテーション音声(英語)を当行ウェブサイトに掲載しております。<br>また、証券会社が主催するカンファレンス等も活用しながら、海外投資家とのオンラインでの個別面談を積極的に実施し、対面が難しい状況下においてもコミュニケーション強化を継続しております。 | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算情報、有価証券報告書、ディスクロージャー誌等を公表後、当行ウェブサイトに掲載しております。                                                                                                              |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | コーポレートコミュニケーション部に国内外の機関投資家を所管するIR第一グループと個人投資家を所管するIR第二グループを設置しております。                                                                                         |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | <p>中期経営計画「AOZORA2022」において、金融のプロフェッショナルとして、「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことをミッションとし、社会・お客さま・株主・従業員のすべてのステークホルダーに貢献することで持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を目指すことを方針としております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | <p>&lt; サステナビリティの取り組み &gt;</p> <p>当行グループは、2020年5月に経営理念を「あおぞらミッション・ビジョン・アクション」として明確化し、経営理念の中で「社会のサステナブルな発展に積極的に貢献する」ことを掲げています。特に、「環境保護」「イノベーション促進」「人生の充実」を3つの「サステナビリティ重点項目」(マテリアリティ)と位置づけ、事業運営に取り組んでいます。</p> <p>それぞれの重点項目において、当行グループが中長期的に果たしたい役割を認識しつつ、今後起こりうる環境や社会的な要請の変化を踏まえ、優先的に取り組むべき施策を柔軟に見直しながら、各種取り組みを進めてまいります。</p> <p>2021年度においては、優先的に取り組む施策を「ビジネスにおける取り組み」「事業者としての取り組み」「基盤構築の取り組み」の3項目に分類し、各種施策を優先課題として業務運営計画に組み込んでおります。</p> <p>&lt; 気候変動への対応 &gt;</p> <p>あらゆるグローバル課題の中でも、特に気候変動をはじめとする環境課題に関する認識はこの1年間だけでも劇的に変化しております。企業に対しても、ビジネス面および事業者としての取り組み双方で、喫緊の対応が迫られております。</p> <p>当行グループでは、ファイナンスを通じた環境課題に取り組む企業に対する財務面でのサポートだけでなく、電力調達の見直しや廃棄物の再資源化をはじめ、事業者としても環境負荷の低減や脱炭素社会の実現に貢献できる取り組みを推進してまいります。</p> <p>また、2020年3月に賛同を表明したTCFD*提言への対応につきましても、引き続きシナリオ分析の継続を通じたレジリエンスの評価、リスク管理の強化をはじめ、気候変動リスクを組み込んだ業務運営を推進し、当行グループの取組状況について、取引先や投資家の皆さまのご理解を深めてまいります。</p> <p>*TCFD:Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候変動財務情報開示タスクフォース)</p> <p>&lt; 社会貢献の取り組み &gt;</p> <p>持続可能な環境・社会の形成が、当行自身の中長期的な企業価値の向上(持続的な成長)に繋がるとの考えのもと、ビジネス以外での取り組みを通じた社会貢献へのアプローチも進めてまいります。</p> <p>環境・社会課題の解決はビジネスを通じての実現が第一であると考えておりますが、金融サービスの提供だけでは貢献が難しい領域につきましては、「寄付」をはじめとするビジネス以外での社会貢献活動を通じた取り組みも進めてまいります。</p> <p>上記取り組みについては統合報告書(ディスクロージャー誌)および当行のホームページに記載しておりますのでご参照ください。</p> <p>統合報告書(ディスクロージャー誌)</p> <p>日本語:<a href="https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/library/disclosure/">https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/library/disclosure/</a></p> <p>英語:<a href="https://www.aozorabank.co.jp/english/ir/library/disclosure/">https://www.aozorabank.co.jp/english/ir/library/disclosure/</a></p> <p>サステナビリティ</p> <p>日本語:<a href="https://www.aozorabank.co.jp/corp/sustainability/">https://www.aozorabank.co.jp/corp/sustainability/</a></p> <p>英語:<a href="https://www.aozorabank.co.jp/english/sustainability/">https://www.aozorabank.co.jp/english/sustainability/</a></p> |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | <p>当行は、法令等により義務付けられている情報開示にとどまらず、お客さま、株主・投資家等のステークホルダーの皆さまが当行を理解するために有用と思われる会社情報についても、公平性に配慮しつつ自主的かつ積極的な開示に努めてまいります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| その他                          | <p>&lt; 女性従業員の活躍推進に向けた取り組み &gt;</p> <p>当行の従業員の平均勤続年数は女性15.4年、男性14.5年とほぼほぼ同水準となります(2021年3月時点)。これは他社にはあまり見られない特長であり、性別に関係なく長く働くことができる職場環境を実現しています。今後「女性の勤続年数が男性の勤続年数を1年以上下回らない」状態を維持することを目標に、引き続きより良い職場環境作りを推進してまいります。</p> <p>なお、2021年7月現在、常勤取締役1名、執行役員3名を筆頭に女性リーダーの登用も進めています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、当行および当行子会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針を、以下の通り定めております。

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令諸規則等を遵守し、その職務を遂行するための行動規範として、マスターポリシー「倫理・行動基準」その他のコンプライアンス体制に係る規程を整備し、役職員から「年次誓約書」を徴求します。
- (2) 経営の規律を確保し、取締役会の監督機能を高めるため、経営に精通し公正な立場から当行の業務執行を監督する社外取締役を複数名選任します。
- (3) 取締役および業務執行役員等の指名・報酬等を審議する指名報酬委員会ならびに内部統制に関する事項等を検証する監査コンプライアンス委員会を設置します。両委員会は、社外取締役を中心に構成し、取締役会から委任を受けて、それぞれの所管事項について多面的・専門的に確認・検証を行い、その審議の結果を取締役に報告します。
- (4) 法令等遵守を統括する部署を設置し、コンプライアンスに関する規程等の整備、法令等遵守のための研修等の実施、遵守状況の確認、改善策の策定・実施を通じて法令遵守態勢の整備を図ります。法令等遵守を統括する部署は、法令等制改定への対応、行規整備、研修計画等、法令等遵守態勢整備のための具体的な実施計画を「コンプライアンスプログラム」として年度毎に策定し、取締役会の承認を得ます。また、その進捗状況を監査コンプライアンス委員会および取締役会に定期的に報告します。
- (5) 他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置します。内部監査部門は、取締役会によって承認された年次監査計画に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を監査し、内部監査の状況を定期的にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー(CEO)、マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会および取締役会に報告します。
- (6) 法令違反や不正行為等による不祥事の防止、早期発見および是正を図るため、役職員が法令諸規則・行規等に違反する、またはそのおそれのある事象等を知った場合に、行内および社外の専用窓口に通報することができる内部通報制度である「あおぞらホットライン制度」を整備します。
- (7) 反社会的勢力による不当な介入を排除し、資金提供その他一切の取引関係を遮断するために必要な体制を整備します。また、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に直接的にも間接的にも当行が利用されることがないよう、継続的にお客さまの状況確認を行うなどの管理体制を整備します。
- (8) お客さまの保護および利便性の向上を図るため、顧客保護等(顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理および利益相反管理)に係る体制を整備します。
- (9) 内部者取引(インサイダー取引)および役職員個人による取引先等の情報を利用した不公正な取引等の未然防止のために必要な体制を整備します。
- (10) 贈収賄防止関連法令の遵守、腐敗防止のために必要な体制を整備します。

#### 2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行に関する迅速な意思決定を確保するため、取締役および業務執行役員の中から取締役会により選任されたメンバーで構成されるマネジメントコミッティーを設置し、業務執行に係る権限を委譲します。また、マネジメントコミッティーの下部組織として専門的な業務知識、経験、判断力を有する委員で構成された各種委員会を設置し、それぞれに権限を委譲します。

#### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会その他重要な経営諸会議の議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令および文書管理に関する諸規程に基づき、適切に管理および保存します。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当行および当行子会社が認識するリスクに対する基本的な方針及び管理方法をマスターポリシー「統合的リスク管理」に定めます。業務において発生するリスクを、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナルリスク(サイバーセキュリティに対応するシステムリスクを含む)に分類し、リスクカテゴリー毎に基本方針等を定めた規程等を整備します。
- (2) 各リスク所管部署は、リスク管理の状況を定期的にマネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会および取締役会等に報告します。
- (3) 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性、適切性について監査し、その結果をチーフ・エグゼクティブ・オフィサー(CEO)、マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会および取締役会に報告します。また、監査役および監査役会ならびに会計監査人とも随時情報交換を行い連携を図ります。
- (4) 感染症の流行拡大、災害、システム障害やサイバー攻撃等、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクに対応するため、「業務継続計画(BCP)」を整備します。危機発生時には、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー(CEO)が業務全般について責任を持って対応にあたります。

#### 5. 当行および当行子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行および当行子会社における業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、当行子会社の経営管理態勢、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢に関する基本方針をマスターポリシー「グループ会社管理」に定めます。
- (2) 当行および当行子会社は、当行子会社各社の独立性および主体性を尊重しつつ、当行および当行子会社一体での統合的な内部統制システムの構築に取り組みます。また、法令等に抵触しない範囲で、「倫理・行動基準」をはじめとするポリシーおよびプロシージャー等を当行子会社各社に周知徹底します。
- (3) 当行および当行子会社は、お客さまの利益を不当に害することのないよう利益相反管理体制を構築し、当行と当行子会社との間および当行子会社間の取引における取引条件等についてアームズ・レングス・ルールを遵守する体制を整備します。
- (4) 当行および当行子会社の連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、プロシージャー「財務報告に係る内部統制」を策定し、財務報告に係る内部統制が適切に運用される体制を整備します。
- (5) 内部監査部門は、法令諸規則等に反しない範囲で、当行子会社各社の業務運営状況について監査を実施します。

#### 6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助するために監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を適切に配置します。当該使用人の指揮命令権は、監査役に帰属するものとし、当該使用人の面接および業績評価は、常勤監査役が行います。また、当該使用人の異動、昇格、報酬および懲罰等にかかる決定については、常勤監査役の同意を要します。
- (2) 監査役は、いつでも必要に応じて、直接当行および当行子会社の役職員に対して報告を求めることができます(内部通報制度の運用状況や通報内容を含む)。
- (3) 当行および当行子会社の役職員は、当行および当行子会社において法令等の違反行為ならびに当行および当行子会社に著しい損害を及

ばす恐れのある事象を発見した場合には、速やかに監査役に報告します。監査役への報告を行った役職員は、当該報告を理由とする一切の不利な取り扱いを受けないことを、人事規則その他の行規に明記します。

(4) 役職員は、監査役会が毎年度作成する監査計画(予算を含む)等に基づく監査の実施に協力します。

(5) 監査役は、実効的な監査の実施のため必要に応じて、弁護士、公認会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受けることができます。

(6) 監査役の職務執行にかかる諸費用(上記(5)に係る費用を含む。)については、当行が負担します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 基本的な考え方

・当行および当行子会社では反社会的な活動を行う勢力や団体との一切の関係を遮断することを基本方針としております。

・取引開始に先立って構築済みのデータベース等に基づく事前審査を厳格に実施することにより、入り口段階での取引排除に注力しております。また、取引開始後も定期的に審査を実施し、万一不適切な取引が判明した場合は、外部専門機関と連携しながら迅速に取引解消を図ります。

・反社会的勢力と面談する場合は慎重に予防策を講じ、不当な利益供与や資金提供となる恐れのある一切の暴力的なあるいは不当な要求行為に対しては、断固として対決します。

### 2. 体制整備状況

・当行および当行子会社役職員が遵守すべき「倫理・行動基準」に反社会的勢力の排除のための独立項目を設定し、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する方針を明確化したうえで、「反社会的勢力排除プロシージャ」「不当要求防止マニュアル」等の各種マニュアルを定めて体制を整備しております。

・反社会的勢力対応統括部署であるコンプライアンス統括部には金融犯罪対策室を設置し、反社会的勢力関連の対応方針策定や当行子会社における情報を一元化しております。

・コンプライアンス統括部とすべての営業拠点に、反社会的勢力対策責任者を設置しております。反社会的勢力対策責任者は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める不当要求防止責任者を兼ねております。当行子会社においても、不当要求防止責任者を設置しております。

・貸出取引の基本契約である銀行取引約定書、預金約款、業務委託契約等の契約書雛形に新・暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力が取引先となることを防止する体制を整備しております。

・反社会的勢力等の許容できない高いリスクを有する相手先との一切の取引関係を排除するために、すべての取引の開始に先立ち、当行および当行子会社で共有しているデータベースに基づき反社会的勢力関連情報の有無を確認するとともに、取引開始後も定期的に関連情報の有無を検証しております。新たに反社会的勢力関連情報を入手した場合は、速やかにコンプライアンス統括部および審査部門へ報告がなされます。コンプライアンス統括部は当行および当行子会社で収集した反社関連情報を一元管理しております。

・当行および当行子会社の体制整備状況等を定期的に経営陣および取締役会に報告しているほか、万一不適切な取引が判明した場合には即時経営陣に報告して取引解消方針を策定する等、経営陣への迅速・適切な報告ならびに経営陣の指示・関与のもとで取引解消を図る体制としております。

・警察関連官公庁とは日頃より緊密に連携しているほか、暴力団追放運動推進センター・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・特殊暴力防止対策協議会等の研修・会議への参加、民事介入暴力対策を専門とする弁護士との連携等、外部専門機関との連携強化に努めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

|             |    |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

買収防衛策の導入、自社株式に関するTOB、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策が生じるような場合は、慎重にその必要性・合理性を検討したうえで、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

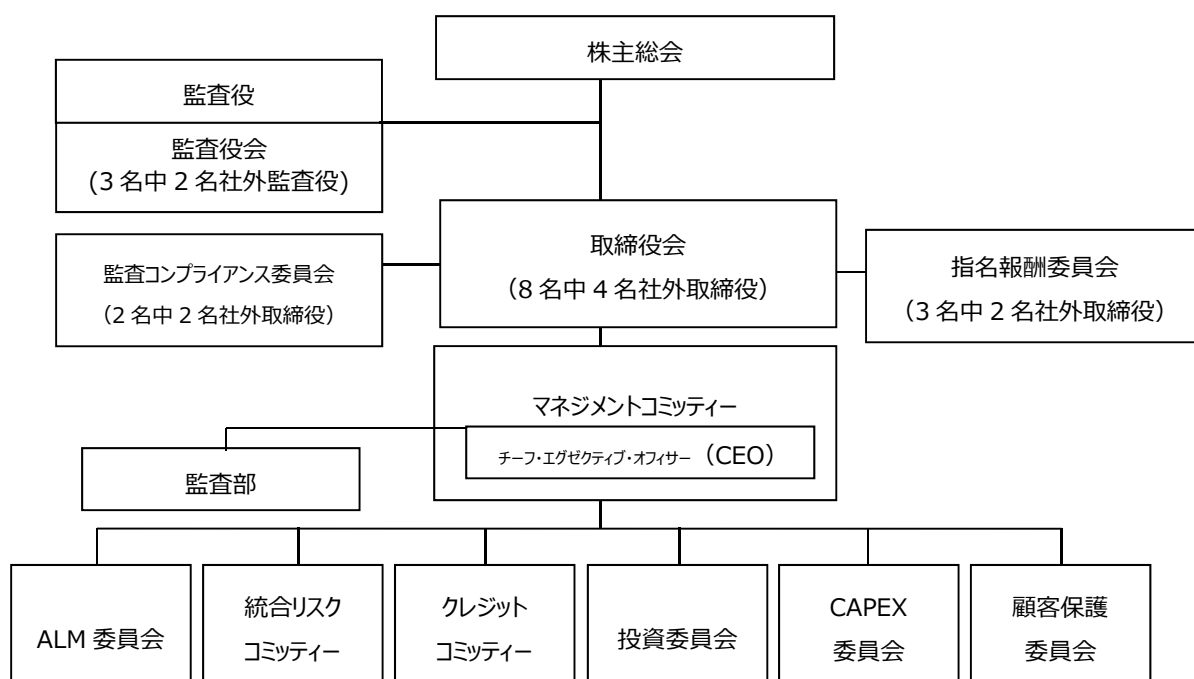
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 各取締役・監査役の専門性

| 氏名    | 役職                           | 社内<br>社外 | 専門性（※） |    |      |
|-------|------------------------------|----------|--------|----|------|
|       |                              |          | 企業経営   | 金融 | 財務会計 |
| 谷川 啓  | 代表取締役社長<br>チーフ・エグゼクティブ・オフィサー | 社内       | ○      | ○  |      |
| 山越 康司 | 代表取締役副社長                     | 社内       |        | ○  |      |
| 大見 秀人 | 代表取締役副社長                     | 社内       |        | ○  |      |
| 芥川 知美 | 取締役専務執行役員                    | 社内       |        | ○  | ○    |
| 竹田 駿輔 | 取締役                          | 社外       | ○      | ○  | ○    |
| 水田 廣行 | 取締役                          | 社外       | ○      | ○  |      |
| 村上 一平 | 取締役                          | 社外       | ○      |    | ○    |
| 伊藤 友則 | 取締役                          | 社外       |        | ○  |      |
| 橋口 悟志 | 常勤監査役                        | 社内       |        | ○  |      |
| 萩原 清人 | 監査役                          | 社外       |        | ○  |      |
| 井上 寅喜 | 監査役                          | 社外       | ○      |    | ○    |

※各人が有する全ての知見を表すものではありません。

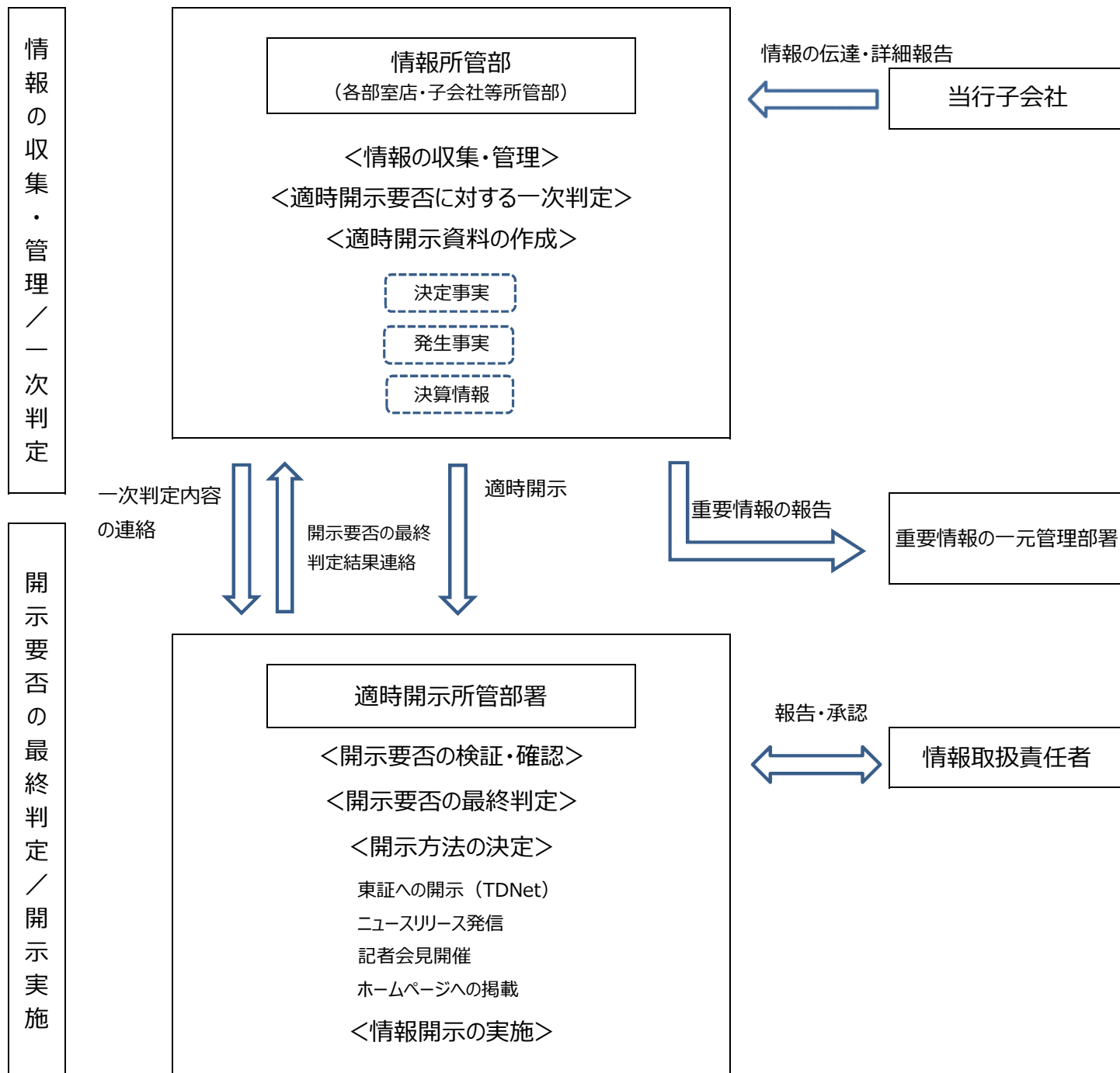
## 当行のコーポレートガバナンス体制



| 会議                | 議長                          | メンバー                         | 開催頻度           | 目的                                                                          |
|-------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会              | 社長                          | 取締役、監査役                      | 3ヶ月に1回以上<br>随時 | 経営方針の決定、取締役・業務執行<br>役員の業務執行の監督                                              |
| 監査役会              | 常勤監査役                       | 監査役                          | 月1回            | 監査に関する重要な事項についての報<br>告、協議、決議                                                |
| 指名報酬委員会           | 社外取締役                       | 取締役（過半数が<br>社外取締役）           | 随時             | 取締役候補者、監査役候補者、重要<br>な使用人の選出等の意見具申<br>取締役・重要な使用人の報酬の決定<br>ならびに監査役の報酬の審議・意見具申 |
| 監査コンプライアンス<br>委員会 | 社外取締役                       | 社外取締役                        | 随時             | 内部・外部監査、リスク管理、コンプライ<br>アンス、与信監査等内部統制システム<br>構築に関する事項の適切性および実効性<br>の検証       |
| マネジメント<br>コミッティー  | チーフ・エグゼクティブ・<br>オフィサー (CEO) | 業務執行役員の中<br>から、取締役会により<br>選任 | 週1回            | 日常の業務執行上の重要事項の決定                                                            |

(2021年7月1日現在)

## 当行の適時開示体制の概要



(2021年7月1日現在)